

相模原市監査委員公表第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定に基づき、総務局総務部コンプライアンス推進課、任意団体関係各課の所管に係る「市に事務局を置く任意団体の経理事務について～市職員が職務上取り扱う公金外現金等の管理を中心として～」の行政監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成28年2月17日

相模原市監査委員 八木 智 明

同 坪井 廣 行

同 米山 定 克

同 小野沢 耕 一

平成 2 7 年度

行政監査結果について

市に事務局を置く任意団体の経理事務について

～市職員が職務上取り扱う公金外現金等の管理を中心として～

相模原市監査委員

目 次

1	行政監査の期日	1
2	行政監査の対象事務	1
3	行政監査の目的	1
4	行政監査の方法	2
	主な着眼点	
(1)	会計処理	3
(2)	現金等管理状況	3
5	本市における団体の経理事務に係る主な取組状況	3
6	全庁実態調査と抽出による現地調査の結果	4
(1)	全庁実態調査の結果について	4
(2)	抽出による現地調査の結果について	12
7	検討すべき事項	17
(1)	全庁実態調査に基づく検討すべき事項	17
(2)	抽出による現地調査結果等に基づく検討すべき事項	19
8	まとめ	21
(1)	団体経理事務に関する新たな統一的基準等の整備について	22
(2)	団体への関与のあり方、経理事務の実態に関する定期的な確認について	22
	別表「市に事務局を置く任意団体の経理事務に係る調査票」回答結果(抜粋)	24

1 行政監査の期日

平成 28 年 2 月 16 日

2 行政監査の対象事務

「市に事務局を置く任意団体の経理事務について

～市職員が職務上取り扱う公金外現金等の管理を中心として～」

監査の対象は、市に事務局を置く任意団体(以下「団体」という。)に関して市職員が職務上取り扱う公金外の現金等(現金、預貯金、切手等金券類)の経理事務とする。ただし、下記については、対象から除外した。

ア 地方公共団体のみで構成され、持ち回りにより事務局が置かれる団体

イ 市立小・中学校に関わりのある団体

ウ 市の事務執行と関係がない団体

監査の対象期間は、原則として平成 27 年度(平成 27 年 4 月から 11 月末まで)とするが、必要に応じて平成 26 年度以前についても対象とした。

3 行政監査の目的

本市の公金に係る経理事務の執行については、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)や相模原市会計規則(平成 4 年相模原市規則第 10 号)等の根拠となる法令等に基づき行われている。そのうち現金等の管理については、各所属に現金出納員や現金取扱員が置かれ、具体的な取扱いは「現金出納員事務の手引き」において定められている。また、財務セミナー等の各種説明会や研修会の開催等を通じて、その適切な取扱いに向けた様々な取組がなされている。

一方、市の事務事業の推進に当たって密接な関係を有する団体の公金外の現金等(現金、預貯金、切手等金券類)に係る経理事務については、公金に準じた適正な管理に当たることとされているが、全体を統括する部局や統一的な規程等がなく現金等の管理の詳細に関しては把握されていない。

公金外現金等であっても不祥事が発生するとその対応に追われ、更に多大な経費が必要になるばかりではなく、市政への信頼が失墜することとなる。こうしたことから、市職員が団体事務局の経理事務に従事する際には、現金等の管理上の事件・事故が生じることがないように公金の取扱いに準じた適正な経理事務が求められている。

団体に係る経理事務については、本市において平成20年4月に団体事務局会計の現金を担当する職員が私的に流用し懲戒免職処分となった事例が生じ、同月に総務局長から「各課が所管する団体等における経理状況の確認について」、翌5月に「各課が所管する団体等における経理事務の適正化の徹底について」通知された。平成21年4月には総務局長から改めて「各課が所管する団体等における経理事務の適正化の徹底について」通知された。また、公金等に関する事件が二度と発生することがないように、会計管理者から年度当初や年末等に「公金等管理の徹底について」通知されている。

しかしながら、本市において、平成27年5月に実施した定期監査で、団体の経理事務に関し出納簿の未作成、支出伝票の金額と実際に支払った金額の相違等の不適切な経理処理があり指摘事項としたところである。これを受け同年6月に総務部長から改めて「各課が所管する団体等における経理事務の適正化の徹底について」通知された。さらに、同月には公金の着服で懲戒免職処分となった事件も生じ、副市長から公金等の取扱いにおいて事務処理マニュアルや作業手順等を整備することとし基準や手順に則り適切に処理を行うよう「不祥事防止及び公金の適正な取扱いについて」が通達された。副市長通達に基づき、総務局長からは、公金外現金を含む全庁的な緊急事務点検を実施する旨「緊急事務点検の実施について」通知された。また、他都市の公金外現金を含む現金の管理に係る不祥事についても報道されているところでもある。

このような状況の中、現金等の安全管理の徹底や経理事務の適切な執行の観点から、市職員の団体事務局に関わる現金等の取扱いの現状を把握し、会計処理に関する規程等が整備され事務処理がされているか、また、現金や通帳等は適切に管理されているか、更には、出納簿等が適切に作成され保管されているか等を主眼として行政監査を実施し、不祥事の未然防止に資することを目的とした。

4 行政監査の方法

団体の経理事務について、全庁的な実態を把握するため、平成27年10月8日から同月20日までの間、各課・機関を対象に以下の主な着眼点に基づき、基本的事項に関わる調査票を用いた全庁実態調査を行った。

その結果に基づき、現金等の安全管理上詳細な状況確認を必要とする60団体を抽出し所管する11課4公民館に対して、同年11月25日から12月22日

までの間、現地調査を実施した。

さらに、平成28年1月6日及び7日に5課2公民館を対象としてヒアリングによる事情聴取を行った。

<主な着眼点>

(1) 会計処理

ア 会計処理に関する規程等が整備され、規程等に則って事務処理がされているか。

イ 経理事務のチェック体制は確立され、機能しているか。

ウ 収入・支出について意思決定の経過に係る文書が適切に作成され、保管されているか。

エ 領収書等の証拠書類は徴され、適切に保管されているか。

(2) 現金等管理状況

ア 現金、金券類の管理方法は適切か。

イ 通帳、届出印の管理方法は適切か。

5 本市における団体の経理事務に係る主な取組状況

市に事務局を置く団体の経理事務に関して、本市における通知等の主な取組の状況は次のとおりである。

年月	主な取組
平成20年4月	「各課が所管する団体等における経理状況の確認について」(平成20年4月3日総務局長通知) 市が現金等を取り扱う場合は、公金に準じた適正な管理に当たるよう通知。併せて団体経理について状況調査を実施。 「公金管理の徹底について」(平成20年4月10日会計管理者通知) 公金等の管理に万全を期すよう通知。
平成20年5月	「各課が所管する団体等における経理事務の適正化の徹底について」(平成20年5月16日総務局長通知) 「団体・組織の経理事務チェックシート・マニュアル」(以下「チェックシート・マニュアル」という。)を添付し、各課・機関によるチェックは適宜、定期的を実施し、局において状況把握と適正化の指導・助言するよう通知。
平成21年4月	「各課が所管する団体等における経理事務の適正化の徹底について」(平成21年4月23日総務局長通知) チェックシート・マニュアルを添付し、公金に準じた適正な管理に当たるよう通知。

平成 21 年 12 月 ～	「年末年始の休暇における現金等の管理について」(平成 21 年 12 月 9 日会計管理者通知) 年末年始の休暇を迎えるに当たり公金等の管理を徹底するよう通知。 ～(以後毎年度、年度当初及び年末等に同様の趣旨の会計管理者通知が出されている。)-
平成 27 年 6 月	「各課が所管する団体等における経理事務の適正化の徹底について」(平成 27 年 6 月 3 日総務部長通知) 平成 27 年 5 月実施の定期監査において、団体の経理事務に関し不適切な経理処理で指摘事項となった事例を受け、チェックシート・マニュアルを添付し、公金に準じた適正な管理に当たるよう通知。 「緊急事務点検の実施について」(平成 27 年 6 月 25 日総務局長通知) 全庁的な緊急事務点検。団体の経理事務については、公金の管理に関するチェックシートに、現状、課題、管理監督者が指示した事項を記載しコンプライアンス推進課へ提出。

6 全庁実態調査と抽出による現地調査の結果

(1) 全庁実態調査の結果について

全庁的な実態を把握するため、すべての課・機関に対し平成 27 年 10 月 8 日付で、「市に事務局を置く任意団体の経理事務に係る調査票」を配付し所管する団体の経理事務について平成 27 年 10 月 14 日時点の状況を調査票により、同月 20 日までに回答するよう通知した。

この全庁実態調査において提出された調査票の集約結果は以下のとおりである。

ア 所管団体の数

団体数の合計は 265 団体であり、部局別所管団体数については、次のとおりとなっている。調査対象 222 課中、84 課が団体を所管(37.8%)している。

部 局 別	局	区	部	課	回答状況	
					所管課数	団体数
市長事務部局	7	3	15	151	43	203
秘書課				1		
総務局	1		2	9	3	9
企画財政局	1		3	16		
危機管理局	1			2		

市民局	1			5	3	5
健康福祉局	1		4	45	9	17
環境経済局	1		3	22	9	19
都市建設局	1		3	27	1	4
緑区役所		1		8	6	60
中央区役所		1		6	4	37
南区役所		1		9	8	52
会計課				1		
議会局	1			3	1	1
教育局	1		3	48	31	49
市選挙管理委員会事務局				1	1	1
区選挙管理委員会事務局				3	3	3
監査委員事務局				1		
人事委員会事務局				1		
農業委員会事務局				1	1	2
消防局	1			13	4	6
合 計	10	3	18	222	84	265

(注) 公民館は、教育局の課に含め集計した。

イ 団体の基本情報

(ア) 予算規模

予算規模(平成27年度当初予算)については、次のとおりとなっている。
 全団体の予算額合計は約11億3,996万円であった。最高額は、相模原市職員厚生会の157,000,000円であった。

区 分	10万円 未満	10万円 以上 100万円 未満	100万円 以上 500万円 未満	500万円 以上 1,000万円 未満	1,000万円 以上 5,000万円 未満	5,000万円 以上 1億円 未満	1億円 以上	計
団 体 数	13	132	75	17	25	2	1	265
構成比(%)	4.9	49.8	28.3	6.4	9.4	0.8	0.4	100

(注) 文中及び表中に用いた比率は、小数点第2位を四捨五入した。このため、構成比については、合計と内訳の計が一致しない場合がある。以下同じ。

(イ) 予算額に対する補助金、委託料等

予算額に対する補助金、委託料等の市費については、次のとおりとなっている。最高額は、相模原市職員厚生会の38,800,000円であった。

区 分	なし	10万円未満	10万円以上 100万円未満	100万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上	計
団 体 数	56	29	118	32	15	15	265
構成比(%)	21.1	10.9	44.5	12.1	5.7	5.7	100

(ウ) 設置規程(規約・会則等)の整備状況

設置に係る規約等の整備状況は、次のとおりとなっている。11団体(4.2%)において、規約等が整備されていなかった。

区 分	有	無	計
団 体 数	254	11	265
構成比(%)	95.8	4.2	100

(エ) 団体設立後の経過年数

団体設立後の経過年数の状況は、次のとおりとなっている。設立後の経過年数が最も長い団体は、相模原市戦没者遺族会で69年を経過している。

区 分	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 30年未満	30年以上 50年未満	50年以上	不明	計
団 体 数	25	64	82	66	18	10	265
構成比(%)	9.4	24.2	30.9	24.9	6.8	3.8	100

ウ 団体の経理事務

(ア) 団体独自に定めた会計規程等の作成状況

会計規程やマニュアルの作成状況は、次のとおりとなっている。247団体(93.2%)において、会計規程等が作成されていなかった。

区 分	有	無	計
団 体 数	18	247	265
構成比(%)	6.8	93.2	100

(イ) 経理事務を担当する市職員の人数

各団体の経理事務を担当している市職員数は、次のとおりとなっている。45団体(17.0%)において、担当者を「1人」としていた。また、各団体の経理事務を担当する市職員は、延べ500人程度であった。

区 分	1人	2人	3人以上	計
団 体 数	45	178	42	265
構成比(%)	17.0	67.2	15.8	100

(ウ) 管理監督者による定期的な確認状況

管理監督者による出納簿、関係書類、通帳、保管現金、金券類の残数等の定期的な確認状況は、次のとおりとなっている。34団体(12.8%)において、定期的な確認を実施していなかった。また、82団体(35.5%)で確認した事実を記録していなかった。

区 分	団体数	定期的確認の記録	
		記録有	記録無
定期的確認有	231	149	82
定期的確認無	34		34
計	265	149	116

管理監督者による定期的な確認の頻度は、次のとおりとなっている。毎月実施していないのは、81団体(54.4%)であった。

区 分	毎月	3か月以内	6か月以内	1年以内	1年超	計
団 体 数	68	21	14	45	1	149
構成比(%)	45.6	14.1	9.4	30.2	0.7	100

(エ) 決算の実施状況

決算の実施状況は、次のとおりとなっている。6団体(2.3%)において、実施していなかった。

区 分	有	無	計
団 体 数	259	6	265
構成比(%)	97.7	2.3	100

(オ) 監事による監査実施状況

監事による監査の実施状況は、次のとおりとなっている。19団体(7.2%)において、実施していなかった。

区 分	有	無	計
団 体 数	246	19	265
構成比(%)	92.8	7.2	100

(カ) 出納簿の作成状況

収支を総括する出納簿の作成状況は、次のとおりとなっている。9団体(3.4%)において、出納簿が作成されていなかった。

区 分	有	無	計
団 体 数	256	9	265
構成比(%)	96.6	3.4	100

(キ) 収入・支出に係る意思決定の経過を記録する文書の状況

担当者の判断で契約、収入・支出を行うことがないよう事前に管理監督者が意思決定を行い、その経過を記録する文書(予算執行伺、支出命令書等)の作成状況は、次のとおりとなっている。5団体(1.9%)において、文書が作成されていなかった。61団体(23.5%)において、管理監督者の文書による意思決定が事後であった。

文書の保管場所については、文書を作成している260団体のすべての団体に保管場所を定めていた。

区 分		団体数
意思決定文書有	事前決裁	199
	事後決裁	61
	小計	260
意思決定文書無		5
計		265

(ク) 立替払の状況

立替払を行った団体は、108団体(40.8%)であった。

立替払を実施している108団体について、立替払の経過に係る文書による記録状況は、次のとおりとなっている。46団体(42.6%)において、文書により経過を記録していなかった。

区 分			団体数
立替払有	立替払の経過の記録	有	62
		無	46
	小計		108
立替払無			157
計			265

(ケ) 支出を証する書類の状況

すべての団体において、支出を証する客観的な書類である領収書等を徴し、保管していた。

(コ) 保管現金の状況

現金の保管状況は、次のとおりとなっている。現金を事務室等の庁舎内で保管している団体は、37団体(14.0%)であった。

区 分	有	無	計
団 体 数	37	228	265
構成比(%)	14.0	86.0	100

保管現金合計は2,150,247円であった。

最高額は、相模台地区自治会連合会の373,116円であった。

区 分	1万円未満	1万円以上 5万円未満	5万円以上 10万円未満	10万円以上 15万円未満	15万円以上	計
団 体 数	5	16	10	3	3	37
構成比(%)	13.5	43.2	27.0	8.1	8.1	100

保管場所の状況は、次のとおりとなっている。保管場所については、すべて施錠可能な場所で保管していた。

区 分	金庫	キャビネット	事務机	計
団 体 数	32	4	1	37
構成比(%)	86.5	10.8	2.7	100

(サ) 金券類の保管状況

金券類を保管している団体は、60団体(22.6%)であった。金券の種類は、切手、はがき、旅行券、収入印紙、商品券、図書カードであった。

金券類の受払簿の整備状況は、次のとおりとなっている。3団体(5.0%)において、受払簿が作成されていなかった。

区 分		団体数	
金券類有	受払簿の整備	有	57
		無	3
	小計		60
金券類無		205	
計		265	

金券類を保管している60団体について金額に換算した状況は、次のとおりとなっている。合計金額は702,137円であった。最高額は、相模原市総合写真祭フォトシティさがみはら実行委員会で283,054円相当の金券類を保管していた。

区 分	1万円未満	1万円以上 10万円未満	10万円以上	計
団 体 数	49	9	2	60
構成比(%)	81.7	15.0	3.3	100

金券類の保管場所の状況は、次のとおりとなっている。4団体において、施錠していないキャビネットに保管していた。

区 分	金庫	キャビネット	事務机	計
団 体 数	40	18	2	60
構成比(%)	66.7	30.0	3.3	100

(シ) 通帳の保有及び保管の状況

口座を開設していない10団体を除く255団体で通帳を所有している。通帳の保管場所は、次のとおりとなっている。

保管場所については、1団体が施錠していない事務机に保管していた。

区 分	金庫	キャビネット	事務机	計
団 体 数	181	44	30	255
構成比(%)	71.0	17.3	11.8	100

(ス) 届出印の保管状況

届出印の保管場所は、次のとおりとなっている。21団体で施錠していないキャビネット、事務机に保管していた。

区 分	金庫	キャビネット	事務机	鍵付書庫	計
団 体 数	94	75	81	5	255
構成比(%)	36.9	29.4	31.8	2.0	100

(セ) 通帳・届出印の取扱者の状況

通帳と届出印の取扱者は、次のとおりとなっている。149団体(58.4%)において、取扱者が同一の職員であった。

区 分	複数の職員	同一の職員	計
団 体 数	106	149	255
構成比(%)	41.6	58.4	100

(ソ) キャッシュカードの保有及び保管状況

キャッシュカードは、20団体(7.5%)が保有していた。キャッシュカードの暗証番号は、13団体(65.0%)において変更していなかった。暗証番号を変更している3団体にあっても1年以上変更していなかった。

キャッシュカードの保管場所は、次のとおりとなっている。1団体において、施錠していない事務机に保管していた。

区 分	金庫	キャビネット	事務机	計
団 体 数	13	5	2	20
構成比(%)	65.0	25.0	10.0	100

(タ) 事務分担表への記載状況

市職員の団体経理事務の従事について事務分担表への記載状況は、次のとおりとなっていた。

区 分	有	無	計
団 体 数	184	81	265
構成比(%)	69.4	30.6	100

(2) 抽出による現地調査の結果について

現地調査については、全庁実態調査により提出された調査票に基づき、現金等の安全管理の観点から、現金が10万円以上保管されている団体、従事市職員が1人の団体、通帳及び届出印が同一の職員で管理されている団体、管理監督者の定期的確認が実施されていない団体等を60団体抽出し、所管する11課4公民館に対して現場確認及び書類調査を実施した。

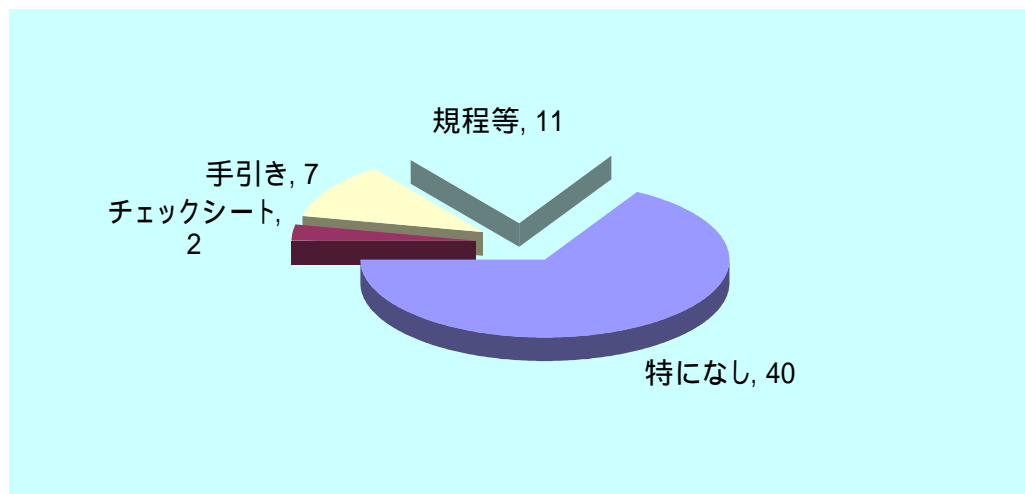
現地調査の対象課は、次のとおりである。

調査期間	平成27年11月25日(水)から12月22日(火)まで	
調査対象	総務局	総務部職員厚生課、渉外部シティセールス・親善交流課
	健康福祉局	こども育成部こども青少年課
	環境経済局	経済部農政課、環境共生部水みどり環境課
	緑区役所	城山まちづくりセンター、津久井まちづくりセンター、藤野まちづくりセンター
	南区役所	相模台まちづくりセンター、相武台まちづくりセンター
	教育局	教育環境部学校保健課、生涯学習部新磯公民館、麻溝公民館、横山公民館、桂北公民館

ア 会計処理について

(ア) 会計処理に関する規程等の整備状況

11団体において、独自の経理事務の規程等が整備され、そのほか、9団体でチェックシート・マニュアル、手引きにより会計処理が行われていた。40団体(66.7%)においては、会計処理の拠り所が特になしとしていた。



区分	規程等	チェックシート・マニュアル	手引き	特になし	計
団体数	11	2	7	40	60
構成比(%)	18.3	3.3	11.7	66.7	100

(注)「手引き」は「地域活力推進員のための団体経理事務の手引き」(平成21年12月市民協働推進課)を示す。

会計処理において前例踏襲等で事務処理を行い、抛り所が特にないとされている団体については、任意の簡便な手続きとなり、事故等が発生する危険性が高まるため、必要に応じてマニュアル等の抛り所を明確にすることが望まれる。

(イ) 経理事務のチェック体制

a 定期的な管理監督者による確認

管理監督者による出納簿、関係書類、通帳、保管現金、金券類の残数等の定期的な確認を実施し、その事実を記録していたのは、27団体(45.0%)であった。25団体(41.7%)においては、定期的な確認を実施しているとしているが、その事実を記録していなかった。8団体(13.3%)においては、定期的な確認が実施されていなかった。

経理事務の遅延、不適切処理が生じないように、毎月確認を行い確認した事実を記録しておくことが必要である。

b 担当者数

団体毎に主担当者の他に副担当者を設け、複数の職員により事務が執行されていた。

c 決算の実施

すべての団体で決算が行われていた。

(ウ) 出納簿の作成状況

すべての団体で出納簿が作成されていた。

(エ) 収入・支出に係る意思決定の経過を記録する文書の状況

7団体において、予算執行伺、支出命令書、収入調書等の意思決定の経過を記録する文書を作成していなかった。担当者の判断で収入・支出を行うことがないように、文書を作成し事前に意思決定を行う必要がある。

(オ) 前渡金に係る出納の記録状況

前渡金の支出に関して、1 団体において前渡金の出納について記録された書類が作成されていなかった事例が見られた。前渡金の出納について、現金残高等の出納状況が随時確認できるよう文書により記録されたい。

(カ) 立替払の状況

立替払は、22 団体で見られた。14 団体において、立替払の経過に係る文書による記録をしていなかった。やむを得ず立替払を行った際は、理由等経過を文書に記録しておく必要がある。

(キ) 支出を証する書類の状況

すべての団体で領収書等を徴し、支出命令書等の文書に貼付する等により保管されていた。

イ 現金等管理状況について

(ア) 現金、金券類の管理方法

a 現金の管理

10 団体において現金が保管され、合計金額は543,884 円であった。最高額は、相模原市国際化推進委員会で137,407 円の現金を保管していた。

区 分	5 万円未満	5 万円以上 10 万円未満	10 万円以上	計
団 体 数	6	2	2	10
構成比(%)	60.0	20.0	20.0	100

現金の保管方法は、金庫保管が9 団体、キャビネットが1 団体となっており、すべて施錠可能な場所に保管されていた。また、金庫及びキャビネットの施錠は、ダイヤル式、テンキー式、シリンダー式となっていた。

b 金券類の管理

19団体において、金額換算で合計1,262,580円相当の金券類を保管していた。金券の種類は、切手、はがき、旅行券等となっており、最高額は、神奈川県市町村職員年金者連盟相模原市支部で、977,832円相当の金券類を保管していた。

区 分	5万円未満	5万円以上 10万円未満	10万円以上	計
団 体 数	16	1	2	19
構成比(%)	84.2	5.3	10.5	100

金券類の保管方法は、金庫保管が6団体、キャビネット保管が9団体、事務机が4団体となっており、すべて施錠可能な場所に保管されていた。

金券類の受払簿は、19団体すべてで作成され、受払簿及び現物を照合し、一致していることを確認した。

(イ) 通帳・届出印等の管理方法

a 通帳・届出印の管理

5団体において、金融機関に口座を開設せず現金管理をしていた事例が見られた。また、2団体において、必要の都度口座から現金を払い戻すことなく現金保管していた事例が見られた。保管上の安全性を高め、私的流用等の疑義が生じないように、保管する現金は必要最少限とし原則通帳により管理する必要がある。

通帳の保管方法は、金庫が31団体、キャビネットが13団体、事務机が11団体であった。

届出印の保管方法は、金庫が14団体、キャビネットが20団体、事務机が21団体であった。

通帳及び届出印は、すべて施錠可能な場所に保管されていた。

b 通帳・届出印の取扱者の状況

27団体において、通帳及び届出印の取扱者が同一の職員であった。

内部牽制及び防犯上の観点から、複数の職員での管理に改善する必要がある。また、公民館においては常勤の正規職員が1人であるため、通帳及び印鑑の保管が同一の職員としている事例が見られた。

c キャッシュカードの保有及び保管状況

3 団体において保有され、すべて施錠可能な金庫に保管されていた。

3 団体ともキャッシュカードの作成後、暗証番号は変更していなかった。

担当者の判断で現金を払い戻すことがないよう、また、私的流用の疑義が生じないようキャッシュカードを適正に管理する必要がある。

7 検討すべき事項

市に事務局を置く 265 の団体に係る経理事務について「4 行政監査の方法」で定めた主な着眼点に基づき確認してきたが、監査の結果、事務事業を改善するために検討すべき事項は、次のとおりである。

(1) 全庁実態調査に基づく検討すべき事項

全庁実態調査における「市に事務局を置く任意団体の経理事務に係る調査票」の集約結果から、改善を要する次の事例が見られた。

ア 大多数の団体において、独自の会計処理に関する規程やマニュアルが定められていない状況であり、そのような団体においてチェックシート・マニュアルによらずに担当職員の裁量により経理事務が行われている団体が多数見られた。今後は、チェックシート・マニュアルに基づき適正に経理事務を執行されたい。また、現在のチェックシート・マニュアルと経理事務の現状が合致しない部分も見受けられることから、チェックシート・マニュアルを改めて精査し見直しについて取り組まされたい。

イ 管理監督者による定期的な確認が実施されていない団体が見られた。管理監督者においては、経理事務の遅延や不適切な処理が生じないよう、毎月の確認を徹底するとともにその事実を明らかにするため文書により記録されたい。

ウ 経理事務を担当する職員が 1 人である団体が見られた。各課においては、不祥事を未然に防ぐために、副担当者の配置を徹底することにより相互牽制を図りチェック体制を強化されたい。

エ 収支を総括する出納簿が作成されていない団体が見られた。収入及び支出の経過を文書で記録することは出納事務の基本であり、出納簿の作成は不可欠であることから、該当する団体においては速やかに作成されたい。

- オ 予算執行伺、支出命令書等の収入及び支出について意思決定の経過を記録する文書が作成されていない団体や、管理監督者の文書による意思決定が事後となっている団体が見られた。担当者の判断のみで収入及び支出が行われることがないよう、事前に文書により意思決定を行われたい。
- カ 前渡金の出納については、現金残高等の出納状況が随時確認できるよう文書により記録するとともに、速やかに文書により精算し管理監督者の意思決定を行われたい。
- キ 立替払を行った場合に、立替払の経過が文書により記録されていない団体が見られた。やむを得ず立替払を行った場合は、通帳、出納簿等の日付及び金額に不整合が生じることから、遅滞なくその経過を文書により記録されたい。
- ク 金融機関に口座を開設せず事務室内の金庫に現金で保管していた団体が見られた。該当する団体においては、保安上の安全性を高め私的流用等の疑義が生じないよう、金融機関に口座を開設し通帳により管理されたい。
なお、やむを得ず口座から現金を払い戻し保管する場合は必要最少限とするとともに、管理監督者自ら現金の残高を常に照合確認することが求められる。
- ケ 金券類の受払簿を作成していない団体が見られた。金券類を購入又は払い出した場合には、日付、枚数及び残数の経過を記録することが不可欠であることから、受払簿を作成し適切に管理されたい。また、金券類を保管する場合には、管理監督者自ら金券類の残数を常に照合確認することが求められる。
- コ 暗証番号を一度も変更しないままキャッシュカードを保有している団体が見られた。キャッシュカードについては、担当者の判断のみで現金を払い戻すことがないよう、また、私的流用の疑義が生じないよう適正に管理されたい。
- サ 通帳及び届出印の管理を同一の職員が行っている団体が見られた。保安上の安全性を高め、私的流用の疑義が生じないよう、通帳と届出印の管理を複数の職員で行われたい。また、通帳と届出印については、それぞれ保管場所を分けて保管されたい。
- シ 金券類、通帳、届出印、キャッシュカードを施錠していない場所に保管している団体が見られた。安全管理を徹底するため保管場所は施錠可能な場所

とされたい。

ス 全庁実態調査で把握した各団体の「管理監督者による定期的な確認」「収支を総括する出納簿の作成」「収入及び支出に係る意思決定の経過を記録する文書の作成及び管理監督者による事前の文書による意思決定」「やむを得ず立替払を行った場合におけるその経過に係る文書による記録」「通帳及び届出印の複数人での管理」(イ、エ、オ、キ、サ)に関する状況は、別表(24ページから31ページまで)に示すとおりである。

団体の経理事務を所管する各課・機関においては、「団体・組織の経理事務チェックシート・マニュアル」を再確認のうえ点検を行い、不適切な項目は速やかに改善するとともに、不祥事の未然防止のため現金等の安全管理の徹底を図られたい。

コンプライアンス推進課にあっては、団体の経理事務の実態把握を行い、速やかに改善されるよう関係部署を指導するとともに、経理事務の適正執行に向けて、改善が適切になされたか検証されたい。

なお、検証の結果、改善を怠っている部署にあっては、責任の所在を明らかにしその対応策を講じられたい。

また、団体経理事務に係る統一的な処理基準を改めて策定されたい。

(2) 抽出による現地調査結果等に基づく検討すべき事項

調査票による全庁実態調査の結果に基づき、現金等の安全管理の観点から、詳細な状況確認を必要とする60団体を抽出し、所管する11課4公民館に対して、現場確認、書類調査を実施した。また、さらにコンプライアンス推進課を含む5課2公民館に対しヒアリングにより事情聴取を行った。その結果、「管理監督者による定期的な確認が実施されていない団体」「予算執行伺、支出命令書等の文書が作成されていない団体」「金融機関に口座を開かず事務室内の金庫に現金で保管していた団体」「通帳及び届出印の管理を同一の職員が行っている団体」等の不適切な事例が見られた。これらの不適切な事例は次表に示すとおりであるが、現金等の安全管理上特に危険性が高いため、当該団体を所管する各課・機関においては、速やかに改善するとともに、不祥事の未然防止のため現金等の安全管理の徹底を図られたい。

該当課・機関	検討すべき事項
シティセールス・親善交流課	<ol style="list-style-type: none"> 1 管理監督者による出納簿、関係書類、通帳、保管現金、金券類の残数等の定期的な確認については、経理事務の遅延、不適切処理等が生じないよう、毎月確認を行うとともにその確認した事実を文書により記録されたい。 2 通帳と届出印の管理については、保安上の安全性を高め、私的流用の疑義が生じないよう、複数の職員で行われたい。 3 前渡金の出納については、現金残高等の出納状況が随時確認できるよう文書により記録されたい。
こども青少年課 (青少年学習センター)	<ol style="list-style-type: none"> 1 予算執行伺、支出命令書等の収入及び支出に係る意思決定の経過を記録する文書については、担当者の判断のみで収入及び支出が行われることがないよう、事前に文書により意思決定を行われたい。 2 通帳と届出印の管理については、保安上の安全性を高め、私的流用の疑義が生じないよう、複数の職員で行われたい。
津久井まちづくりセンター	<ol style="list-style-type: none"> 1 管理監督者による出納簿、関係書類、通帳、保管現金、金券類の残数等の定期的な確認については、経理事務の遅延、不適切処理等が生じないよう、毎月確認を行うとともにその確認した事実を文書により記録されたい。 2 通帳と届出印の管理については、保安上の安全性を高め、私的流用の疑義が生じないよう、複数の職員で行われたい。 3 金庫室の鍵の使用状況については、その使用状況が明らかとなるよう貸出簿を整備されたい。
藤野まちづくりセンター	<ol style="list-style-type: none"> 1 管理監督者による出納簿、関係書類、通帳、保管現金、金券類の残数等の定期的な確認については、経理事務の遅延、不適切処理等が生じないよう、毎月確認を行うとともにその確認した事実を文書により記録されたい。 2 通帳と届出印の管理については、保安上の安全性を高め、私的流用の疑義が生じないよう、複数の職員で行われたい。
横山公民館	<ol style="list-style-type: none"> 1 予算執行伺、支出命令書等の収入及び支出に係る意思決定の経過を記録する文書については、担当者の判断のみで収入及び支出が行われることがないよう、事前に文書により意思決定を行われたい。 2 やむを得ず立替払を行った場合には、通帳、出納簿等の日付、金額に不整合が生ずることから、遅滞なくその経過を文書により記録されたい。 3 現金は、保管上の安全性を高め、私的流用等の疑義が生じないよう、原則として通帳により管理し、保管する場合は必要最少限とされたい。

桂北公民館	<ol style="list-style-type: none"> 1 予算執行伺、支出命令書等の収入及び支出に係る意思決定の経過を記録する文書については、担当者の判断のみで収入及び支出が行われることがないように、事前に文書により意思決定を行われたい。 2 現金は、保管上の安全性を高め、私的流用等の疑義が生じないように、原則として通帳により管理し、保管する場合は必要最少限とされたい。
-------	--

8 まとめ

公金に関係するものも含めて、公務員が起こした不祥事は連日のように報道されているが、基礎自治体である市において金銭等に関係する不祥事が発生すると、市民の厳しい批判的となり市政全体の信頼を失うことにつながりかねない。

市に事務局を置く任意団体の経理をめぐるっては、本市でも平成20年4月に当時の経済部農林課において、担当する職員が1千万円を超える多額の現金を団体の会計から横領した事件を契機に、各課が所管する団体等における経理事務や現金等の管理の適正化に向けて、再発防止の取組が職員一丸となって行われた。

この取組において「チェックシート・マニュアル」に基づく改善が全庁的に実施され、同年6月には市長に対して、団体の経理事務について改善を要する事項のうち監事の設置等団体との調整を要するものを除き、すべて改善が完了したとの報告が行われている。その後は現在に至るまで、団体の経理事務に関する統一的な取扱基準等は策定されておらず、また、全庁を統括する部署が明確でないことから、最近では実態の把握も行われていなかった。

こうした中、平成27年5月に実施した環境共生部の定期監査において、団体経理事務に関して不適切な事務処理が行われていたことが判明したことを受け、同年6月には総務部長から「各課が所管する団体等における経理事務の適正化の徹底について」が通知され、続いて実施された全庁的な緊急事務点検においても各所属における適正な管理が求められたところである。

しかしながら、今回の行政監査において不適切な事例が多数見られ、いまだに各課の取組が極めて不十分であるという実態が明らかとなった。このことは、事件の教訓が生かされておらず、時間の経過とともに職員の危機意識が薄れてきていることを示している。団体の経理事務に関する基本的事項である「チェックシート・マニュアル」や様々な通知等の内容がなぜ徹底されないのか、職員一人ひとりの意識の問題としてだけでなく、組織の管理運営上の課題も含め様々な観

点から原因を分析することが必要である。

今後は、市としての管理責任、リスクの低減という観点から、特に次の点に留意しつつ任意団体の経理事務の適正化を図り、私的流用等の不祥事の未然防止を図られたい。

(1) 団体経理事務に関する新たな統一的基準等の整備について

公金の取扱いについては地方自治法や各種の条例、規則、要綱等で詳細に定められており、具体的な手引やマニュアルが整備され広く庁内に周知されている。

しかし、団体の経理事務や現金等を市職員が取り扱うことについては、「チェックシート・マニュアル」以外には全庁的な取扱要領や処理基準は定められていない。また、公金外現金の管理に関しては、全庁を統括する部署が明確でなく、定期的な実態把握や指導等も行われていないことから、職員の意識も公金を扱う場合に比べれば低いものと思われる。

今回、全庁的な実態調査や抽出による現地調査を行った結果、実際の事務処理においては「チェックシート・マニュアル」では想定されていなかったキャッシュカードに関する取扱いや、施錠方法がダイヤル式やテンキー式の金庫に関する取扱い、パソコンにより出納簿を管理している場合の入力制限等新たな課題が見受けられた。こうした事項も含めて、改めて全庁統一的な事務処理基準を定める必要性があると認められる。

なお、事務処理基準の策定にあたり、職場環境が正規職員一人である公民館については、相互牽制のためにも非常勤特別職職員との複数担当制を徹底させることが必要である。

(2) 団体への関与のあり方、経理事務の実態に関する定期的な確認について

本来、任意団体の運営は自主的自立的に行われるものであり、その時々为社会情勢等を踏まえたうえで、各団体が有する公共性、公益性をもとに団体の存在意義、市の関与のあり方、市との役割分担等について検証することにより、職員の経理事務や現金等の管理に対する関与の必要性や程度についても適切に判断する必要がある。

また、職員が団体の経理事務や現金等の管理に従事する場合には、定期的に

経理等の実態を把握し、統一的な基準に基づき適正に実施されているか確認することが重要である。

なお、今回の調査では管理監督者による定期的な確認行為について実行していたとの説明を受けたものの、それを実証する記録が残されていない事例が散見された。特に管理監督者は現金の紛失等の不祥事が発生すると、その管理責任を厳しく問われることになりかねないことを強く認識し、常に事務処理や管理の過程を記録することにより、その適正性を確認できるようにしておくことが求められる。

現在、市ではコンプライアンス推進体制(内部統制体制)の強化に向けた取組を進めているところであるが、団体の経理事務や公金外の現金等の管理についても十分に確認できる仕組みを内部統制体制において構築されたい。

別表 「市に事務局を置く任意団体の経理事務に係る調査票」回答結果(抜粋)

団体所管課等	団体の名称	通帳・届出印 複数職員管理	出納簿 作成	収入・支出に 係る意思決定 文書		立替払 記録	管理 監督者 定期 確認
				作成	事前 決裁		
職員厚生課	相模原市職員厚生会					×	
	神奈川県市町村職員年金者連盟相模原市支部		×			×	×
	地方公務員災害補償基金相模原市支部		×				
渉外課	相模原市米軍基地返還促進等市民協議会	×					×
シティセールス・ 親善交流課	相模原市国際化推進委員会	×					×
	銀河連邦本部	×					×
	銀河連邦サガミハラ共和国	×					×
	相模原市日中交流協会	×					×
	相模原市シティセールス推進協議会	×				-	
区政支援課	相模原市行政相談委員連絡会					-	×
文化振興課	相模原市総合写真祭フォトシティさがみはら実行委員会	×				×	
	優秀映画鑑賞推進事業実行委員会	×				-	
生活安全課	相模原市安全・安心まちづくり推進協議会	×			×		
	相模原市交通安全母の会連合会	×			×		
地域福祉課	相模原市社会を明るくする運動推進委員会						×
	相模原市戦没者遺族会						×
	相模原市保護司会協議会					-	×
	日本赤十字社相模原市地区本部					-	
	相模原市福祉のまちづくり推進協議会						×
城山保健福祉課	日本赤十字社相模原市地区城山分区	×				-	
	城山地区敬老事業実行委員会					-	
津久井保健福祉課	津久井地区敬老事業実行委員会	×				-	×
	相模原市戦没者遺族会津久井支部	×				-	×
	日赤相模原市地区津久井分区	×				-	×
相模湖保健福祉課	日本赤十字社神奈川県支部相模原市地区本部相模湖分区					-	
藤野保健福祉課	日本赤十字社相模原市地区本部藤野分区					-	
高齢者支援課	相模原市老人クラブ連合会	×				-	
こども青少年課	相模原市青少年健全育成組織連絡協議会	×				-	
	青少年学習センター 親子ふれあいの広場実行委員会	×		×	-	-	
保育課	相模原市幼稚園等新任教員研修協議会	×				-	×
地域保健課	神奈川県公衆衛生協会相模原支部	×				-	
商業観光課	銀河連邦サガミハラ共和国経済協議会					-	
	相模原市民まつり実行委員会						
	潤水都市さがみはらフェスタ実行委員会						
農政課	さがみはら農産物ブランド協議会					×	×
	相模原市市民農園運営協議会					×	×
	相模原市農業まつり実行委員会					×	×

団体所管課等	団体の名称	通帳・届出印 複数職員 管理	出納簿 作成	収入・支出に 係る意思決定 文書		立替払 記録	管理 監督者 定期 確認
				作成	事前 決裁		
(農政課)	相模原市農業体験学習推進協議会					-	
	相模原市民朝市運営協議会					×	×
	相模原市果実組合					×	×
	相模原市畜産振興協会					×	×
	相模原市耕作放棄地対策協議会					-	
津久井地域経済課	相模原市津久井地域鳥獣等被害対策協議会	×				-	
環境政策課	相模原の環境をよくする会						
水みどり環境課	相模川を愛する会					-	
公園課	大都市都市公園会議相模原市運営委員会	×					
津久井地域環境課	中道志川トラスト協会						
資源循環推進課	相模原市リサイクルフェア実行委員会						
	相模原市美化運動推進協議会						
津久井クリーン センター	津久井地域不法投棄防止協議会						
交通政策課	相模原市公共交通整備促進協議会						
	相模線複線化等促進期成同盟会						
	小田急多摩線延伸促進協議会						
	小田急多摩線延伸検討会						
緑区役所地域振興課	緑区魅力づくり事業実行委員会	×					×
橋本まちづくり センター	相模原市安全・安心まちづくり推進協議会橋本支部	×					
	橋本・宮上ふるさとまつり委員会	×					
	橋本地区交通安全母の会	×					
	橋本地区老人クラブ連合会	×					
	相原地区ふれあい広場管理運営委員会	×					
	橋本公民館区ふれあい広場管理運営委員会	×					
	橋本地区自治会連合会	×					
大沢まちづくり センター	大沢地区自治会連合会						×
	相模原市安全・安心まちづくり推進協議会大沢支部						×
	おおさわ桜まつり実行委員会						×
	大沢地区秋まつり実行委員会						×
	相模原市コミュニティバス「せせらぎ号」運行協議会						×
	「ラジオ体操のまち大沢」運営協議会						×
	大沢地区ふれあい広場管理運営委員会						×
	大沢消防後援会						×
城山まちづくり センター	城山地区自治会連合会	×					
	相模原市安全・安心まちづくり推進協議会城山支部	×				-	
	津久井湖さくらまつり(水の苑地)実行委員会						
	小倉橋灯ろう流し実行委員会						

団体所管課等	団体の名称	通帳・届出印 複数職員 管理	出納簿 作成	収入・支出に 係る意思決定 文書		立替払 記録	管理 監督者 定期 確認
				作成	事前 決裁		
(城山まちづくり センター)	城山もみじまつり実行委員会						
	城山地区市民文化祭実行委員会						
津久井まちづくり センター	相模原市安全・安心まちづくり推進協 議会津久井支部				×	-	×
	根小屋地区乗合タクシー利用促進協議会	×			×	-	×
	中野三井地区自治会連絡協議会	×			×	-	×
	中野地域振興協議会	×			×	-	×
	津久井湖周辺まちづくり協議会	×			×	-	×
	津久井湖周辺地域観光振興推進部会	×			×	-	×
	津久井地区自治会連合会	×			×	-	×
	磯部俣記念『遙かな友に』道志川合唱 祭実行委員会				×	-	×
串川出張所	串川地域振興協議会				×	×	
	串川地区自治会連絡協議会				×	×	×
	串川・串川地域センター運営委員会				×	×	
鳥屋出張所	鳥屋自治会連絡協議会	×				-	
	鳥屋地域振興協議会	×				-	
青野原出張所	青野原地域振興協議会				×		
	青野原地区自治会連絡協議会				×		
	青野原観光活性化推進委員会				×		
	青野原地区連合自主防災隊				×		
	青野原地区文化祭実行委員会				×		
青根出張所	青根地域振興協議会	×				-	×
	青根地区自治会連絡協議会	×				-	×
	青根地域センター及び青根中学校開 放施設運営委員会	×				-	×
	青根地域観光活性化委員会	×				-	×
	道志川合唱祭前夜祭実行委員会	×				-	×
津久井中央連絡所	津久井中央地区自治会連絡協議会	×				-	×
	津久井中央地区まちづくり協議会	×				-	×
	津久井中央地域観光振興推進部会	×				-	×
	津久井中央地区文化祭実行委員会	×				-	×
	道志川写真コンテスト実行委員会	×				-	×
相模湖まちづくり センター	相模湖ふるさとまつり実行委員会	×				×	
	相模湖地区自治会連合会	×				×	
	相模湖地区連合自主防災隊	×				-	
	相模原市安全・安心まちづくり推進協 議会相模湖支部	×				-	×
	上下流自治体間交流事業実行委員会	×	×			-	×
藤野まちづくり センター	相模原市藤野ふるさと芸術村メッセ ージ事業推進委員会	×			×	-	×
	藤野文化祭実行委員会	×			×	-	×

団体所管課等	団体の名称	通帳・届出印 複数職員 管理	出納簿 作成	収入・支出に 係る意思決定 文書		立替払 記録	管理 監督者 定期 確認
				作成	事前 決裁		
(藤野まちづくり センター)	藤野地区自治会連合会	×			×	-	×
	健康フェスタふじの実行委員会	×			×	-	×
	相模原市安全・安心まちづくり推進協 議会藤野支部	×			×	-	×
中央区役所 地域振興課	中央区安全・安心と夢・希望のプロジ ェクト実行委員会	×					
本庁地域まちづくり センター	小山地区自治会連合会	×				-	
	相模原市安全・安心まちづくり推進協 議会小山支部	×				-	
	小山ふるさとまつり実行委員会	×				-	
	小山ふれあい広場管理運営委員会	×				-	
	小山地区敬老事業実行委員会	×				-	
	清新地区自治会連合会	×				-	×
	清新ふるさとまつり実行委員会	×				-	×
	相模原市安全・安心まちづくり推進協 議会清新支部	×				-	×
	清新地区ふれあい広場管理運営委員会	×				-	×
	横山地区自治会連合会	×				-	
	横山地区連合自主防災隊	×				-	×
	横山地区ふるさとまつり実行委員会	×				-	×
	横山地区ふれあい広場管理運営委員会	×				-	×
	中央地区自治会連合会	×					
	中央地区ふるさとまつり実行委員会	×					
	中央地区ふれあい広場管理運営委員会	×					
	相模原市安全・安心まちづくり推進協 議会中央支部	×					
	星が丘地区自治会連合会	×			×	-	
	星が丘地区ふれあい広場管理運営委員会	×			×	-	
	相模原市安全・安心まちづくり推進協 議会星が丘支部	×			×	-	
光が丘地区自治会連合会	×				-		
光が丘地区ふれあい広場管理運営委員会	×				-		
光が丘地区ふるさとまつり実行委員会	×				-		
大野北まちづくり センター	大野北地区自治会連合会					-	×
	大野北地区ふれあい広場管理運営委員会					-	
	大野北市民まつり実行委員会					-	×
田名まちづくり センター	田名地区自治会連合会	×			×	×	
	田名地区連合自主防災隊	×			×	×	
	田名ふるさとまつり実行委員会	×			×	×	
	田名地区ふれあい広場管理運営委員会	×			×	×	
	相模原市安全・安心まちづくり推進協 議会田名支部	×			×	×	

団体所管課等	団体の名称	通帳・届出印 複数職員 管理	出納簿 作成	収入・支出に 係る意思決定 文書		立替払 記録	管理 監督者 定期 確認	
				作成	事前 決裁			
上溝まちづくり センター	上溝地区自治会連合会					-		
	相模原市安全・安心まちづくり推進協 議会上溝支部					-		
	上溝地区連合自主防災隊					-		
	上溝地区ふれあい広場管理運営委員会					-		
	上溝夏祭り実行委員会					-		
南区役所区政策課	南区若者参加プロジェクト実行委員会					-		
南区役所地域振興課	大野南地区自治会連合会	×				-		
	大野南まちづくり センター	大野南地区自治会連合会(特別事業基金)	×	×			-	
		相模原市安全・安心まちづくり推進協 議会大野南支部	×				-	
		大野南地区交通安全母の会	×				-	
		上鶴間地区ふるさとまつり実行委員会	×				-	
		大野南ふるさとまつり実行委員会	×				-	
		上鶴間地区自治会連絡協議会	×				-	
		上鶴間地区自治会連絡協議会活動基金	×	×			-	×
		上鶴間公民館区ふれあい広場管理運営委員会	×				-	
		大野南公民館区ふれあい広場管理運営委員会	×				-	
相模原市戦没者遺族会大野南支部	×				-			
大野中まちづくり センター	大野中地区自治会連合会				×	×	×	
	大野中地区連合自主防災隊				×	×		
	相模原市安全・安心まちづくり推進協 議会大野中支部				×	×		
	大野中地区防犯協会				×	×		
	大野中地区交通安全母の会				×	×		
	大野中地区ふれあい広場管理運営委員会				×	×		
	大沼地区ふれあい広場管理運営委員会				×	×		
	大野台地区ふれあい広場管理運営委員会				×	×		
大野中地区ふるさとまつり実行委員会				×	×			
麻溝まちづくり センター	麻溝地区自治会連合会	×			×	-	×	
	麻溝地区連合自主防災隊	×			×	-	×	
	相模原市安全・安心まちづくり推進協 議会麻溝支部	×			×	-	×	
	麻溝ふるさとまつり実行委員会	×			×	-	×	
	麻溝観光協会(あさみぞガイドハイキ ング事業)	-			×	-	×	
新磯まちづくり センター	新磯地区自治会連合会	×				-		
	新磯地区連合自主防災隊	×				-		
	相模原市安全・安心まちづくり推進協 議会新磯支部	×				-		
	ふれあい広場管理運営委員会	×	×			-		
	新磯観光協会	×				-		
	新磯表忠碑保存会	×				-		

団体所管課等	団体の名称	通帳・届出印 複数職員 管理	出納簿 作成	収入・支出に 係る意思決定 文書		立替払 記録	管理 監督者 定期 確認
				作成	事前 決裁		
相模台まちづくり センター	相模台地区自治会連合会				×	×	
	相模台地区連合自主防災隊				×	×	
	相模原市安全・安心まちづくり推進協 議会相模台支部				×	×	
	相模台地区防犯協会				×	×	
	相模台地区交通安全母の会				×	×	
	相模台地区ふれあい広場管理運営委員会				×	-	
相武台まちづくり センター	相武台地区自治会連合会	×				-	
	相模原市安全・安心まちづくり推進協 議会相武台支部	×				×	×
	相武台ふるさとまつり実行委員会	×				-	×
	相武台地区4団体代表者会(地区連、 地区社協、地区民児協、公民館)	×				-	×
	相武台ふれあい広場管理運営委員会	×				-	×
東林まちづくり センター	東林地区自治会連合会	×				-	
	相模原市安全・安心まちづくり推進協 議会東林支部	×				-	
	東林地区連合自主防災隊	×				-	
	東林地区交通安全母の会	×				-	
	東林地区青少年健全育成協議会	×				-	
	東林ふるさとまつり実行委員会	×				-	
	東林地区ふれあい広場管理運営委員会	×				-	
	東林チャリティーゴルフ実行委員会	×				-	
東林地区賀詞交歓会実行委員会	×			×	-		
議会総務課	相模原市議会議員互助会						
学校保健課	相模原市学校保健会	×				-	
教職員課	相模原市立学校教職員互助会						×
青少年相談センター	相模原市青少年相談員協議会	×				×	
生涯学習課	相模原市公民館連絡協議会	×			×	-	
	城山体育振興協議会	×				-	
津久井生涯学習 センター	グリーンカレッジつくい(グリーンカ レッジつくい運営委員会)	×				×	×
文化財保護課	相模原市民俗芸能保存協会					-	×
	第36回相模原市民俗芸能大会		×			-	×
	相模原市文化財研究協議会					-	×
	第41回相模原市文化財展実行委員会	-		×	-	-	×
スポーツ課	相模原市スポーツ推進委員連絡協議会		×				×
	津久井湖駅伝競走大会実行委員会					-	×
	宮ヶ瀬湖マラソン大会実行委員会						×
	相模湖駅伝競走大会実行委員会						×
	ふじのやまなみクロスカントリー駅 伝競走大会実行委員会						×

団体所管課等	団体の名称	通帳・届出印 複数職員 管理	出納簿 作成	収入・支出に 係る意思決定 文書		立替払 記録	管理 監督者 定期 確認
				作成	事前 決裁		
大沢公民館	大沢公民館運営協議会	×				×	×
上溝公民館	上溝公民館運営協議会				×	×	×
橋本公民館	橋本公民館運営協議会	×				-	×
相原公民館	相原公民館運営協議会		×			×	×
小山公民館	小山公民館運営協議会	×			×	×	×
大野南公民館	大野南公民館運営協議会					×	
新磯公民館	新磯公民館運営協議会	×				-	
	新磯地区ふるさとまつり、レクリエーション大会実行委員会	×				-	
麻溝公民館	麻溝公民館運営協議会	×				×	×
田名公民館	田名公民館運営協議会	×				-	×
大野北公民館	大野北公民館運営協議会	×				-	
大野中公民館	大野中公民館運営協議会					×	×
清新公民館	清新公民館運営協議会				×	-	
中央公民館	中央公民館運営協議会	×				-	
相模台公民館	相模台公民館運営協議会	×		×	-	-	×
相武台公民館	相武台公民館運営協議会			×	-	×	×
東林公民館	東林公民館運営協議会					-	
横山公民館	横山公民館運営協議会	×		×	-	-	
大沼公民館	大沼公民館運営協議会					×	
上鶴間公民館	上鶴間公民館運営協議会						×
大野台公民館	大野台公民館運営協議会	×					×
陽光台公民館	陽光台公民館運営協議会	×				-	×
城山公民館	城山公民館運営協議会	×				-	×
津久井中央公民館	津久井地区公民館運営協議会	×				×	×
	つくいバンドフェスタ実行委員会	-				-	×
	津久井中央公民館女性学級運営委員会	-				-	×
	平成27年度ぼくも私もチャレンジ体験事業実行委員会	-				-	×
桂北公民館	相模湖地区公民館運営協議会	×				-	×
	相模湖地区公民館まつり実行委員会	-				-	×
	相模湖市民健康まつり実行委員会	-				-	×
	桂北公民館高齢者学級運営委員会	-				-	×
	桂北公民館女性学級運営委員会	-				-	×
	さがみこ子供まつり実行委員会	-				-	×
藤野中央公民館	藤野地区公民館運営協議会	×				-	×
市選挙管理委員会事務局	相模原市明るい選挙推進協議会					-	
緑区選挙管理委員会事務局	相模原市緑区明るい選挙推進協議会	×				-	×
中央区選挙管理委員会事務局	相模原市中央区明るい選挙推進協議会	×				-	

団体所管課等	団体の名称	通帳・届出印 複数職員管理	出納簿 作成	収入・支出に 係る意思決定 文書		立替払 記録	管理 監督者 定期 確認
				作成	事前 決裁		
南区選挙管理委員会事務局	相模原市南区明るい選挙推進協議会	×				-	×
農業委員会事務局	相模原市農業委員会連合会					-	
	相模原市農業委員会職員事務研究会					-	
消防総務課	相模原市消防団共済組合				×	-	×
	神奈川県消防協会相模原支部				×	-	×
予防課	相模原市工場防火管理研究会				×	-	
	相模原市百貨店・サービス事業等防火管理研究会				×	-	
救急課	県北・県央地区メディカルコントロール協議会				×	-	
津久井消防署 査察指導課	津久井危険物防災研究会	×				-	

この別表は、4ページ「6(1)」に記載した全庁実態調査の回答結果から作成したものである。

別表の集計(団体数) 平成27年10月14日時点 (単位 団体)

区 分	通帳・届出印 複数職員管理	出納簿作成	収入・支出に係る 意思決定文書		立替払記録	管理監督者 定期確認
			作成	事前決裁		
× 不適	149	9	5	61	46	116
適	106	256	260	199	62	149
- 該当なし	10	0	0	5	157	0
計	265	265	265	265	265	265

「不適」:「団体・組織の経理事務チェックシート・マニュアル」に基づいた経理事務が行われていない団体

「適」:「団体・組織の経理事務チェックシート・マニュアル」に基づいた経理事務が行われている団体

「該当なし」: 該当する経理事務がない団体

全庁実態調査	
* 調査期間	平成27年10月8日から平成27年10月20日まで 平成27年10月14日時点の状況を調査したもの
* 調査方法	「市に事務局を置く任意団体の経理事務に係る調査票」による文書回答
* 回答結果	84の各課・機関から265団体についての回答を得た。